

大阪市告示第962号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により指定緊急避難場所の指定を行い、同法第49条の7第2項の規定により指定避難所の指定の取消しを行ったので、同法第49条の4第3項及び第49条の7第2項の規定により次のとおり公示する。

令和6年7月5日

大阪市長 横山英幸

〔指定〕

指定緊急避難場所（津波避難施設）

施設名	所在地
リバーガーデン城東古市	城東区古市3丁目20番19号
東大阪病院	城東区中央3丁目4番32号
イズミヤショッピングセンター福町	西淀川区福町3丁目2番15号
サンシャインコート福町	西淀川区福町2丁目30番21号
ファミリーハイツ北大阪4号棟	淀川区西宮原3丁目3番4号
港区土地区画整理記念・交流会館	港区磯路1丁目7番17号

〔取消し〕

指定避難所（福祉避難所）

施設名	所在地
ポミエ上本町	天王寺区上汐4丁目5番4号

（危機管理室危機管理課）